

保 護 者 各 位

知 念 高 等 学 校
校 長 宮 城 保
(公印省略)

5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症の対応変更について

令和 5 年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で 5 類感染症に移行することにもない、学校保健安全法施行規則第 18 条及び第 19 条に変更があったので、お知らせします。

〔学校保健安全法施行規則改正の比較表〕

	改正前(～5/7まで)	改正後(5/8～)
第 18 条 (感染症の種類)	第 1 種 特定鳥インフルエンザと同等	第 2 種 新型コロナウイルス感染症
第 19 条 (出席停止の期間の基準)	治癒するまで。	発症した*1 後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

(*1:無症状の感染者に対する出席停止の取扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とする。)

解 説

- 『症状が軽快』とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを示す。
- 『発症した後五日』や、『症状が軽快した後一日』については、発症した日、または症状が経過した日を 0 日として、その翌日から起算すること。
- 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨すること。
- 出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと。

留意事項

- 出席停止期間を経て登校する場合、本校では、季節性インフルエンザと同様、保護者が記入する『新型コロナウイルス感染症経過報告書』を活用することになります。
- 令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者の特定は行われなことから、これまで濃厚接触者として特定された者への行動制限等もなくなります。
◇ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染しても、生徒自身が健康であれば、登校することができます。
- 学校内での感染拡大を防止するため、今後も、発熱や喉の痛み、咳などの普段と異なる症状がある場合などには、無理に登校せず、自宅で休養するよう、ご協力お願いします。但し、新型コロナウイルス感染症と診断されない場合*2 は、『病欠』となることをご承知おき下さい。

(*2;後日、PCR 等の検査を受けて新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、遡って出席停止とします。)